

○十和田市有料広告の掲載に関する要綱

平成20年 2 月29日

訓令第 4 号

改正 平成22年 1 月27日訓令第 1 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、十和田市（以下「市」という。）が作成する印刷物等に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) ホームページ
- (2) 封筒
- (3) 広報とわだ
- (4) 刊行物、ポスター、チラシ、パンフレット、リーフレットその他市長が
広告の掲載を認めるもの

2 前項に掲げるもの以外のものであっても広告媒体として活用可能なものについては、積極的に広告の掲載に努めるものとする。

(平22訓令 1 ・一部改正)

(広告の内容)

第3条 掲載できる広告は、市民生活に関連したものとする。ただし、その内容が次の各号のいずれかに該当するものは除く。

- (1) 市の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 公の秩序及び善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人的宣伝に係るもの
- (4) 法令等（青森県及び市の条例、規則を含む。）に違反し、又は抵触する
おそれのあるもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122

号) 第2条に掲げる営業に該当するもの

(6) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に関するもの

(7) その他広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの
(広告の掲載位置)

第4条 広告の掲載位置は、広告媒体の種類に応じ市長が別に定める。

(広告の掲載料)

第5条 広告の掲載料は、広告媒体ごとに市長が別に定める。

(広告掲載希望者の募集)

第6条 市長は、最初に、十和田市広告パートナー制度実施要綱(平成20年十和田市訓令第5号)第3条の規定により、広告パートナーに対して掲載広告の先行募集を行うものとし、広告パートナーからの応募数が募集する広告枠数に不足するときは、その不足した広告掲載枠数をもって他の事業者等に対して、広報とわだ、ホームページ等により募集を行うものとする。

2 市長は、前項の広報とわだ等による募集によっても、なお募集する広告の枠数に広告の掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)が満たないときは、事業者等に対し広告掲載の案内をすることができる。

3 第1項の広報とわだ等による募集をするときは、次に掲げる事項を記載して行うものとする。

(1) 広告媒体の種類(封筒の場合は、封筒の規格及び使用目的)

(2) 広告の基準

(3) 広告の掲載規格

(4) 募集する広告の枠数

(5) 広告の掲載料

(6) その他必要な事項(封筒の場合は、封筒の印刷枚数等)

(広告の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、十和田市有料広告掲載申込書(様式第1号)に掲載

しようとする広告の原稿を添えて、市長に申し込まなければならない。

（広告掲載の決定）

第8条 市長は、前条の申込書を受理したときは、当該広告の内容を審査し、掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定について疑義が生じたときは、十和田市有料広告審査委員会の意見を聴き、決定するものとする。

3 第1項の規定による決定を行うに当たり、同一の掲載位置に、複数の掲載申込みがあったときは、公開抽選により決定するものとする。

4 市長は、第1項の規定による決定をしたときは、その結果を広告掲載希望者に十和田市有料広告掲載決定通知書（様式第2号）又は十和田市有料広告非掲載決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

5 前項の規定による掲載決定の通知を受けた広告掲載希望者（以下「広告主」という。）は、速やかに掲載しようとする広告の版下原稿に電子データを添えて提出しなければならない。

（掲載料の納付）

第9条 広告の掲載料は、掲載決定後、市長の指定する期日までに一括で前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（広告主の責任等）

第10条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿及び電子データの作成経費は、広告主の負担とする。

（広告掲載の取下げ）

第11条 広告主は、広告掲載決定後、自己の都合により広告の掲載を取り下げる場合は、十和田市有料広告掲載取下げ申出書（様式第4号）により申し出なければならない。ただし、既納の掲載料は、還付しない。

（広告掲載の取消し）

第12条 市長は、市の行政運営上支障があるとき、又は市長が指定する期日まで

に版下原稿及び電子データを提出しなかったとき、若しくは広告の掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告の掲載料の還付)

第13条 市長は、広告主が掲載料を納付した後、当該広告主の責に帰さない理由により当該広告を掲載できなかったときは、当該掲載料を還付するものとする。

(広告代理店等への業務の委託)

第14条 市長は、広告の掲載に関する業務を広告代理店等に委託することができる。

2 広告代理店等の選定方法、委託業務範囲等については、別に定める。

(寄附希望者の募集)

第15条 広告入り広告媒体（ホームページを除く。）の寄附を希望する者（以下「寄附希望者」という。）は、募集により選定するものとする。

2 寄附希望者は、広報とわだ、ホームページ等により募集するものとする。

(寄附の申込み)

第16条 寄附希望者は、十和田市広告掲載物寄附申込書（様式第5号）に必要書類を添えて、市長が指定する期日までに申し込まなければならない。

(寄附採納の決定)

第17条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、採納又は不採納を決定し、十和田市広告掲載物寄附採納（不採納）決定通知書（様式第6号）により寄附希望者に通知するものとする。

2 寄附の採納の決定を受けた者（以下「寄附者」という。）に対しては、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 広告の内容に関する苦情等については、寄附者が速やかに解決に当たること。

(2) 広告掲載物に問題が生じたときは、寄附者は、当該広告掲載物を速やかに回収し代替物を提供すること。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、市が作成する印刷物等に掲載する広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成22年訓令第1号）

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

十和田市長 様

申込者 住所
氏名（名称）
電話番号

十和田市有料広告掲載申込書

十和田市有料広告の掲載に関する要綱第7条の規定により、広告の原稿を添えて下記のとおり申し込みます。

記

1 広告の種類（番号に○を付し、括弧内には具体的な広告媒体名を記入してください。）

(1) ホームページ

(2) 封筒 ()

(3) 広報とわだ (1号広告 掲載希望月
2号広告 掲載希望月)

(4) その他 ()

2 申込者概要

・事業内容（主なものから順に列挙）

・ホームページ URL

3 申込担当者

・職氏名

・所属

・会社所在地

・電話番号

・FAX 番号

・E メールアドレス

* 事業内容等について、概略をまとめたパンフレット等の資料がありましたら添付してください。

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

十和田市長

十和田市有料広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告の掲載については、次のとおり掲載することに決定したので、十和田市有料広告の掲載に関する要綱第8条第4項の規定により通知します。

記

1 広告の種類

2 掲載期間

3 掲載料 金 円

4 その他

- (1) 版下原稿及び電子データは、年 月 日までに提出してください。
- (2) 広告の掲載料は、年 月 日までに納入してください。

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

十和田市長

十和田市有料広告非掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告掲載については、
下記の理由により掲載できないことに決定したので、十和田市有料広告
の掲載に関する要綱第8条第4項の規定により通知します。

記

- 1 広告の種類
- 2 非掲載の理由

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

十和田市長 様

申出者 住所
氏名（名称）
電話番号

十和田市有料広告掲載取下げ申出書

年 月 日付けで決定を受けた広告の掲載について、掲載の取
下げを申し出ます。

様式第 5 号（第 16 条関係）

年 月 日

十和田市長 様

申込者 住所
氏名（名称）
電話番号

十和田市広告掲載物寄附申込書

十和田市有料広告の掲載に関する要綱第 16 条の規定により、下記のとおり
寄附を申し込みます。

記

1 広告媒体の種類

2 広告媒体の部数

3 広告の内容

4 申込担当者

- ・職氏名
- ・所属
- ・会社所在地
- ・電話番号
- ・FAX 番号
- ・E メールアドレス

＊ 記載欄に記入が不可能な場合は、別紙等で説明してください。
また、媒体の概要、広告内容のわかる書類等を添付してください。

様式第 6 号（第 17 条関係）

第 号
年 月 日

様

十和田市長

十和田市広告掲載物寄附採納（不採納）決定通知書

年 月 日付けで申込みをいただいた寄附については、下記のとおり採納すること（しないこと）に決定したので、十和田市有料広告の掲載に関する要綱第 17 条第 1 項の規定により通知します。

記

- 1 広告の種類
- 2 広告媒体の部数
- 3 広告の内容
- 4 不採納の理由

様式第 1 号（第 7 条関係）

様式第 2 号（第 8 条関係）

様式第 3 号（第 8 条関係）

様式第 4 号（第 11 条関係）

様式第 5 号（第 16 条関係）

様式第 6 号（第 17 条関係）